様式３－①

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について ［令和5年7月分］

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230719	2525ﾀｸｼｰ株式会社 （法人番号 5370001013736） 代表者小髙明	宮城県仙台市宮城野区仙台港北2丁目1番地の2	本社営業所	宮城県仙台市宮城野区仙台港北2丁目1番地の2	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	道路運送法第9条の2第1項、道路運送法第27条第3項	令和5年5月17日、25日及び6月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。（1）運賃料金変更事前届出違反（道路運送法第9条の2第1項）、（2）運送引受書の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第7条の2第1項）、（3）運行指示書の作成等義務違反（運輸規則第28条の2第1項）、（4）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）	6	6
20230731	有限会社　矢吹ﾀｸｼｰ （法人番号 93800002018597） 代表者舘秀幸	福島県西白河郡矢吹町中町246番地	宮城営業所	宮城県仙台市泉区小角字宮90-1	輸送施設の使用停止（60日車）	道路運送法第10条第1項	令和5年3月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。（1）運賃料金割り戻し違反（道路運送法第10条第1項）	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（東北運輸局管内のすべての営業所）に付されている点数の総和を表す。